

將遺誠訓於家中焉。子孫之中、若有奉公之者、見此愚抄、可加琢磨、雖無荆璞之明、欲待越砥之力、子聊遊心於漢家之經史、不停思於我朝之書記、仍所抄出、殊不委曲、子孫又好金經舊史者、非此限、不然者、早習倭國舊事、可慕葵藿忠節、至于絲竹和歌者、雖非所勸、不可強禁、於鷹犬牛馬、酒色等之類者、深以禁之、予在少年、不隨禪閣教命、臂鷹鞭馬、駢馳山野、騏驥電逸、殆及失命、依佛神之加被、纔雖存身、顧疵猶在、引鏡見之、彌增貽孫之誠忌、義和沈湎于酒、其職長廢、阮籍放曠于世、其宗早亡、須信提耳之訓、以爲立身之誠矣。

〔平重時家訓〕極樂寺殿御消息

抑申につけてもおこがましき事にて候へ共親となり、子となるは、先世のちぎり、まことにあさからず、さても世のはかなき事、夢のうちの夢の如し、昨日見し人けふはなく、けふ有人もあすはいかゞとあやうく、いづるいき入いきをまたず、あしたの日はくる、山のはをこえ、夕の月はけさのかぎりとなり、さく花はさそふ嵐を待ぬるふせい、あだなるたぐひのがれざる事は、人間にかぎらず、さればおひたる親をさきにて、若き子のと、まるこそさだまれる事なれども、老少不定のならひ、誠におもへば若きとても、たのまれぬうき世のしきなり、いかでか人にしのばれ給ふべき心をたしなみ給はざらん、か様の事をむかひて、たてまつりて申さんは、さのみおりふしもなきやうにをぼゆるほどに、かたのごとく書して、たてまつる也、つれづれなぐさみに能々御らんすべし、をのくよりほかに、かしたまふべからず、このたび生死をはなれずば、多生くるうごうをふるとも、あひがたき事なれば、たまくむまれあひたてまつる時の世の忍おもひで、にもとて申也、先心にも思ひ、身にもふるまひたまふべき條々の事、

一佛神を朝夕あがめ申こゝろに、かけたてまつるべし、神は人のうやまふによりて威をまし、人は神のめぐみによりて運命をたもつ、しかれば佛神の御前にまいりては、今世の能には正直